

砂野隆英税理士事務所 主催 「新春経営支援セミナー2014」

日時：平成26年1月10日（金） 於：大同生命札幌ビル5階

25社35名にご参加いただきました!!

I. オープニング

II. 「消費税転化対策講習会」

砂野隆英税理士事務所 所長 税理士 砂野 隆英

III. 「消費税アップに伴う経過措置と実務」

砂野隆英税理士事務所 監査2課長 竹田 秀紀

IV. 「日本の食卓の食費を半分に！」～経営効率アップへの取り組み～

株式会社いずみホールディングス代表取締役社長 泉 卓真 様

V. クロージング



砂野隆英税理士事務所



■消費税改正にあたっては、単に税率が変わるということだけでなく、**メニューを変更したり、商品やサービスの消費税の表示方法を考えたり**など、対応しなければならないことが沢山あります。**準備はお済みですか？**

■「消費税転嫁対策特別措置法」がスタートしました。これは、大規模な小売事業者などが中小企業に対して消費税転嫁を拒否する等の行為を防止する法律です。ただし、転嫁拒否が中小企業によって行われた場合にも対象となり、**自社が加害者にならないよう気をつけなければなりません。**

■消費者に誤認されないよう、**消費税分を値引きする等の宣伝や広告は禁止**されています。また、これら宣伝・広告については報告徴収・立入検査や勧告・公表といった**監視や取締り**が行われます。

■事業者によっては締日が月末でないケースもあります。その場合は締日から3月末日までの数日間については消費税5%、4月1日から次の締日までは8%で**別々に請求書を出すなどの手続きが必要**となります。

■映画や観劇のチケット代、遊園地の入場料などについては**増税施行日前に購入していれば旧税率(5%)が適用**されます。

■電気・ガス・水道料金などについては**主に4月30日までに債権が確定するものに限り全体を旧税率(5%)で計算**します。つまり、検針日がいつかということになります。札幌の水道料は2ヶ月に一度の検針ですが、検針日が5月の場合には半分ずつとして計算されます。他にも様々な適用条件・経過措置が設けられています。

砂野隆英税理士事務所



株式会社いずみホールディング



■100円で売られている秋刀魚、漁師さんの収入は1尾あたりわずか7円なのをご存知でしょうか？『**私たちは「日本の食文化に一番貢献する企業になる」**』を経営理念に、皆様の食卓に美味しいものをどこよりも安く提供します！

■**ワンアクション・マルチターン**。高いシナジーを発揮する仕組みを多く構築していくことが経営にとって非常に重要なポイントです。そして**ワン・トゥ・ワンビジネス**。顧客のニーズに**徹底的にお付き合い**するのです。

■企業は社会の問題解決業。社員には「**社会の誰のどんな問題をどうやって解決することができるプロフェッショナルなのか**」を徹底的に教育します。

■作業の割り振りではなく「**やりがいの割り振り**」が人を育てる。上司・先輩が面白いと思った仕事から若手にやらせるべきです！

事務所からのメッセージ

「一つひとつの仕事の目的を理解する」、「すべての人が喜ぶ利益追求をする」、「経営に対する哲学的な考え方」など、泉社長からはここには書ききれない大変有益なお話を沢山頂戴しました。当事務所からは目前に控えた改正消費税への対策についてお伝えしましたが、今後も関与先企業の皆様のお役に立てるよう情報発信してまいります。次回開催の際にはまた多くの皆様のご参加をお待ちしております。

砂野隆英税理士事務所